

自家用有償旅客運送(公共ライドシェア)の制度概要

～福祉有償運送について～

<出典>

国土交通省

・地域公共交通会議の設置及び運営に関するガイドライン

・自家用有償旅客運送(公共ライドシェア)ハンドブック

の主な内容を抜粋し、再構成

1 制度概要

(1) 自家用有償旅客運送とは

バス・タクシー事業が成り立たない場合であって、地域における輸送手段の確保が必要な場合に、必要な安全上の措置をとった上で、市町村や NPO 法人等が、自家用車を用いて提供する運送サービスです。

まず、道路運送法の許可を受けたバス・タクシーといった既存の交通事業者の活用を十分に検討する必要があります。

その上で、既存のバス・タクシー事業者による輸送サービスの提供が困難な場合には、地域の関係者による協議を経た上で、道路運送法の登録を受け、必要な安全上の措置が講じられた「自家用有償旅客運送」を活用することとなります。

自家用有償旅客運送は、バス・タクシー事業者によることが困難な場合に、移動手段確保の役割を担う、重要な制度として位置づけられています。

(2) 実施主体

自家用有償旅客運送は以下の団体等が主体となって実施することができます。

- ・ 市町村
- ・ NPO法人
- ・ 一般社団法人又は一般財団法人
- ・ (地方自治法に規定する)認可地縁団体
- ・ 農業協同組合
- ・ 消費生活協同組合
- ・ 医療法人
- ・ 社会福祉法人
- ・ 商工会議所
- ・ 商工会
- ・ 労働者協同組合
- ・ 営利を目的としない法人格を有しない社団

(3) 登録の流れ

自家用有償旅客運送の登録は、以下の①②の流れで進めます。

①地域における関係者の協議

地域公共交通会議等

- ・自家用有償旅客運送（公共ライドシェア）の必要性、運送の区域、旅客から収受する対価に関する事項
- ・事業者協力型自家用有償旅客運送（公共ライドシェア）を行うか否かに関する事項
- ・その他自家用有償旅客運送（公共ライドシェア）に関し必要となる事項

②道路運送法に基づく登録

【登録申請先】

・当該地域を管轄する運輸支局等
（市町村又は都道府県に権限が移譲されている場合は、当該市町村又は都道府県）

※登録の有効期間は2年

（重大事故を引き起こしていない等の一定要件を満たす場合の更新登録の有効期間は3年）

（事業者協力型自家用有償旅客運送（公共ライドシェア）として新たに登録を受ける場合や、重大事故を引き起こしていない等の一定要件を満たす場合の更新登録の有効期間は5年）

(4) 自家用有償旅客運送の種類

地域の移動ニーズ

「バス・タクシー事業者のサービス提供が困難な地域において、住民等」が外出するための移動手段を確保したい

交通空白輸送を行う
自家用有償旅客運送
（公共ライドシェア）

交通空白地
有償運送

市町村やNPO法人等が、交通空白地において、当該地域の住民、観光旅客その他の当該地域を来訪する者の運送を行うもの

（バス・タクシー事業者が運行管理や車両整備管理に協力する「事業者協力型自家用有償旅客運送（公共ライドシェア）」や、実際の運行を事業者に委託することもできる）

地域の移動ニーズ

「単独ではタクシー等の公共交通機関を利用できない身体障害者等」が外出するための移動手段を確保したい

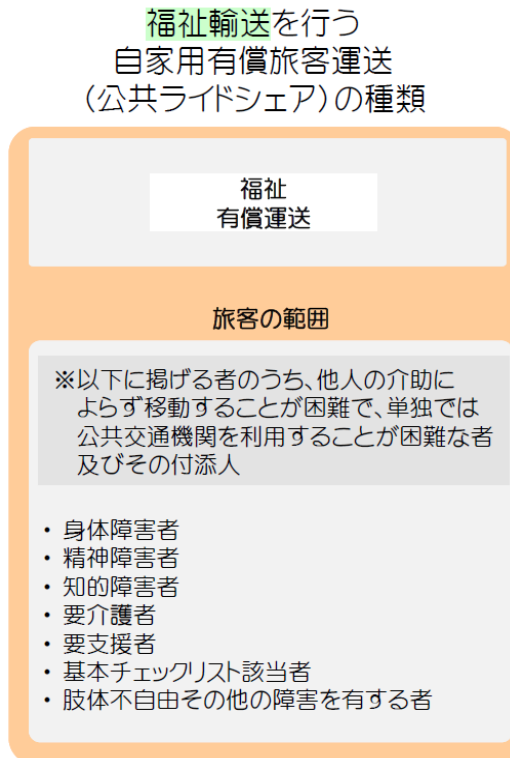
福祉輸送を行う
自家用有償旅客運送
（公共ライドシェア）

福祉
有償運送

市町村やNPO法人等が、単独で公共交通機関を利用できない身体障害者等を対象に、原則、ドア・ツー・ドアの個別輸送を行うもの

（バス・タクシー事業者が運行管理や車両整備管理に協力する「事業者協力型自家用有償旅客運送（公共ライドシェア）」や、実際の運行を事業者に委託することもできる）

(5) 旅客の範囲



(6) 使用する自動車

自家用有償旅客運送の実施主体が、その自家用自動車の使用権原を有していることが必要です。

福祉有償運送については、乗車定員11人未満の自動車であって、以下に掲げる自動車であることとされています。

ア 寝台車:車内に寝台(ストレッチャー)を固定する設備を有する自動車

イ 車いす車:車いすの利用者が車いすのまま車内に乗り込むことが可能な自動車であってスロープ又はリフト付きの自動車

ウ 兼用車:ストレッチャー及び車いすの双方に対応した自動車

エ 回転シート車:回転シート(リフトアップシートを含む。)を備える自動車

オ セダン等

(7) 運転者の資格要件

「2種運転免許保有」又は「1種運転免許保有＋自家用有償旅客運送の種類に応じた大臣認定講習の受講」が必要です。

福祉有償運送 ⇒ 福祉有償運送運転者講習
(セダン型の車両を用いる場合は)セダン等運転者講習

(8) 運行管理、整備管理の体制

ア 運行管理の体制について

- ・ 運行管理の責任者を選任することが必要となります。
- ・ 次のいずれかの場合には、事務所ごとに、以下に掲げる a.～ c. のうち、いずれかの要件を満たす運行管理の責任者を選任します。

乗車定員 11 人以上の自動車(1 台以上)の運行管理を行う事務所である場合

乗車定員 11 人未満の自動車(5 台以上)の運行管理を行う事務所である場合

- a. 運行管理者資格者証の交付を受けている者
- b. 運行管理者試験の受験資格を有する者(旅客自動車運送事業運輸規則48条の12)
※運行管理者基礎講習を受講した者等
- c. 安全運転管理者の要件を備える者(道路交通法施行規則9条の9第1項)

- ・ 運行管理の責任者は、20 台ごとに 1 人選任する必要があります。(運行管理者の資格を有する者を選任する場合は 40 台ごと)
- ・ 事業者協力型自家用有償旅客運送を行う場合は、当該協力事業者の運行管理者を運行管理の責任者として選任する必要があります。

イ 整備管理の体制について

- ・ 整備管理の責任者を選任することが必要となります。
- ・ 以下の場合には、道路運送車両法施行規則 31 条の4に定める整備管理者の資格を満たす整備管理の責任者を選任します。

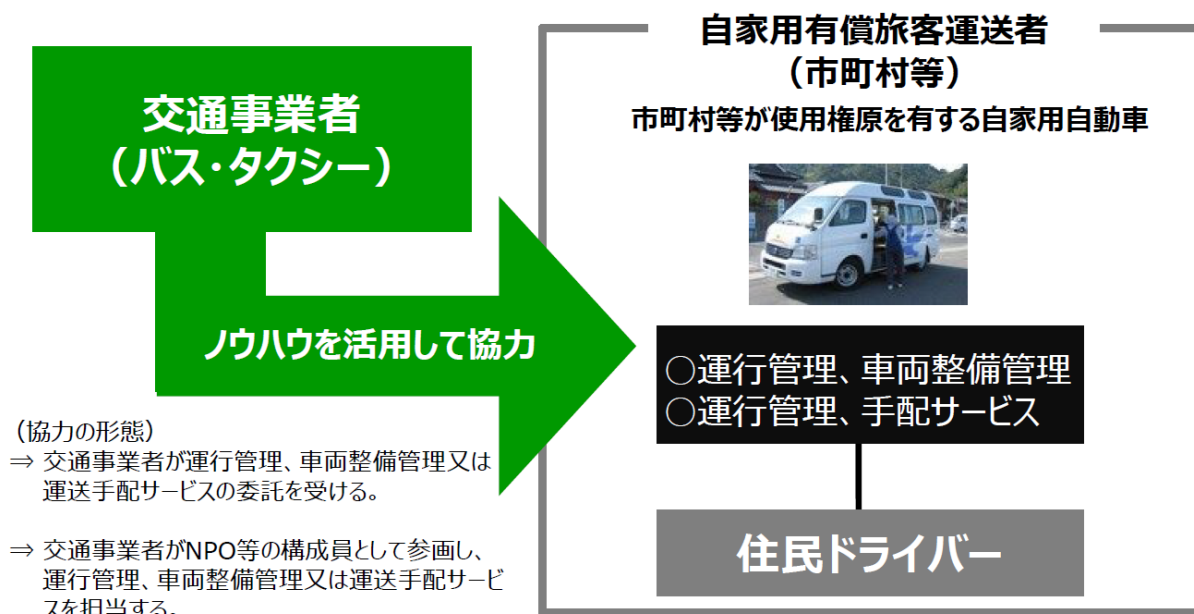
乗車定員 11 人以上の自動車(1台以上)の運行管理を行う事務所

- ・ 事業者協力型自家用有償旅客運送(公共ライドシェア)を行う場合は、当該協力事業者において、整備管理の責任者を選任することが必要な場合があります。

(9) <参考>事業者協力型自家用有償旅客運送制度

道路運送法の改正により、令和2年11月から、運行管理や車両の整備管理について一般旅客自動車運送事業者(バス・タクシー事業者)が協力する「事業者協力型自家用有償旅客運送制度」が創設されました。

(制度のイメージ図)



2 協議事項

会議で検討していただく主な事項は、次の3点です。

- (1) 福祉有償運送の必要性
- (2) 運送の区域
- (3) 旅客から収受する対価

3 福祉有償運送の必要性とは

- (1) 当該地域における福祉有償運送の必要性が認められる場合とは、

ア タクシー事業者等による福祉輸送サービスが実施されていないか又は直ちに提供される可能性が低いと認められる場合

イ 地域に福祉輸送サービスを実施しているタクシー事業者等は存在するものの移動制約者の需要量に対して供給量が不足していると認められる場合
があり得ます。

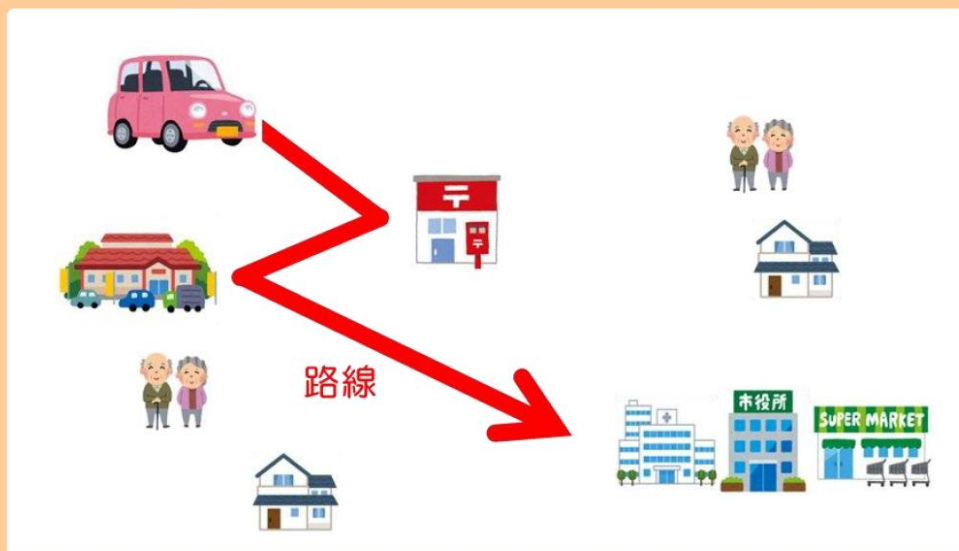
- (2) 福祉有償運送の必要性は、地域の実情に応じて地域公共交通会議において適切に判断されることが必要です。

4 運送の区域とは

地域の移動ニーズや、実施する自家用有償旅客運送の種類に応じて、運行する「路線」又は「区域」を定め、登録申請書に記載します。

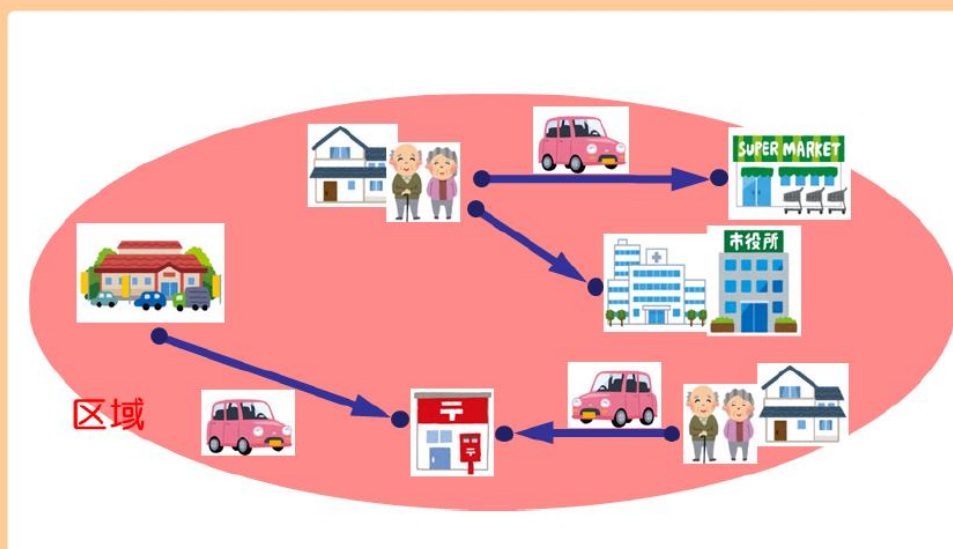
【「路線」を定める運送のイメージ】

- 運行する路線（運行経路）を定めます。
- 乗降場所（停留所）や運行時刻（ダイヤ）を定める場合があります。



【「区域」を定める運送のイメージ】

- 運行する区域（エリア）を定めます。
- 市町村全体を区域とする場合や、市町村内の一部の地域を区域とする場合があります。
- 発地（乗車する場所）又は着地（降車する場所）のいずれかが区域内にあること（片足主義）が必要です。



5 旅客から収受する対価とは

旅客から収受する対価については、以下のとおり、基準が設けられています。

(1) 実費の範囲

旅客から収受する対価の要件は、以下のように定められています。

- ・ 旅客の運送に要する燃料費や人件費等の実費の範囲内であると認められること。
- ・ 合理的な方法により定められ、かつ、旅客にとって明確であること。

【参考】タクシー運賃の約8割を目安とすることについて

- ・ 区域を定めて行う自家用有償旅客運送の対価は、近隣のタクシー運賃の約8割を目安とすることとされています。
- ・ タクシー運賃の約8割はあくまで「目安」であり、上限を示しているものではありませんので、営利を目的としていると認められない実費の範囲であれば、タクシー運賃の約8割を超えて設定することも可能です。

(2) 設定方法

旅客から収受する対価の設定方法は、以下のように定められています。

- ・ 距離制（例）1 km〇円
- ・ 時間制（例）10 分〇円
- ・ 定額制（例）1 回〇円

※これらのいずれにもよりがたい場合にあっては、地域の実情に応じた運送の対価について地域公共交通会議において協議が調ったうえで、設定を行うことができる。

(3) 地域公共交通会議等における協議

自家用有償旅客運送において旅客から収受する対価は、地域公共交通会議等において協議が調ったものであることが必要です。